

## 令和4年春における刑事施設の作業専門官公募一覧表

施設名	住 所	公募職種	採 用 予 定 数	備 考
札幌刑務所	〒007-8601 札幌市東区東苗穂2条1-5-1 札幌刑務所 庶務課 011-781-2011	洋裁	1	
札幌刑務所	〒007-8601 札幌市東区東苗穂2条1-5-1 札幌刑務所 庶務課 011-781-2011	農業	1	
帯広刑務所 釧路刑務支所	〒085-0833 釧路市宮本2-2-5 釧路刑務支所 庶務課 0154-41-0221	木工	1	
月形刑務所	〒061-0595 樺戸郡月形町1011 月形刑務所 庶務課 0126-53-3060	洋裁, 農業, 金属	1	
函館少年刑務所	〒042-8639 函館市金堀町6-1-1 函館少年刑務所 庶務課 0138-51-0185	木工	1	
福島刑務所	〒960-8254 福島市南沢又字上原1 福島刑務所 庶務課 024-557-2222	洋裁, 金属, 木工, 機械, 電気, 電子	1	
千葉刑務所	〒264-8585 千葉市若葉区貝塚町192 千葉刑務所 庶務課 043-231-1191	金属	1	
横浜刑務所	〒233-8501 横浜市港南区港南4-2-2 横浜刑務所 庶務課 045-842-0161	機械, 木工, 洋裁, 金属, 草工, 情報処理	1	
新潟刑務所	〒950-8721 新潟市江南区山二ツ381-4 新潟刑務所 庶務課 025-286-8221	電気	1	
松本少年刑務所	〒390-0871 松本市桐3-9-4 松本少年刑務所 庶務課 0263-32-3091	建築	1	
福井刑務所	〒918-8101 福井市一本木町52 福井刑務所 庶務課 0776-36-3220	内装施工, 造園	1	
岐阜刑務所	〒501-1183 岐阜市則松1-34-1 岐阜刑務所 庶務課 058-239-9821	金属, 機械	1	
岐阜刑務所	〒501-1183 岐阜市則松1-34-1 岐阜刑務所 庶務課 058-239-9821	建築	1	
名古屋刑務所	〒470-0208 みよし市ひばりヶ丘1-1 名古屋刑務所 庶務課 0561-36-2251	建築	1	
名古屋刑務所	〒470-0208 みよし市ひばりヶ丘1-1 名古屋刑務所 庶務課 0561-36-2251	洋裁	1	
名古屋刑務所	〒470-0208 みよし市ひばりヶ丘1-1 名古屋刑務所 庶務課 0561-36-2251	金属, 機械	1	
三重刑務所	〒514-0837 津市修成町16-1 三重刑務所 庶務課 059-228-2161	建築	1	
京都刑務所	〒607-8144 京都市山科区東野井ノ上町20 京都刑務所 庶務課 075-581-2171	機械, 情報処理	1	

施設名	住 所	公募職種	採 用 予 定 数	備 考
神戸刑務所	〒674-0061 明石市大久保町森田120 神戸刑務所 庶務課 078-936-0911	電気	1	
神戸刑務所	〒674-0061 明石市大久保町森田120 神戸刑務所 庶務課 078-936-0911	金属	1	
加古川刑務所	〒675-0061 加古川市加古川町大野1530 加古川刑務所 庶務課 079-424-3441	木工	1	
播磨社会復帰促進センター	〒675-1297 加古川市八幡町宗佐544 播磨社会復帰促進センター 庶務課 079-430-5503	建築	1	
播磨社会復帰促進センター	〒675-1297 加古川市八幡町宗佐544 播磨社会復帰促進センター 庶務課 079-430-5503	電気	1	
姫路少年刑務所	〒670-0028 姫路市岩端町438 姫路少年刑務所 庶務課 079-296-1020	電気	1	
鳥取刑務所	〒680-1192 鳥取市下味野719 鳥取刑務所 庶務課 0857-53-4191	機械, 洋裁, 木工, 革工	1	
鳥取刑務所	〒680-1192 鳥取市下味野719 鳥取刑務所 庶務課 0857-53-4191	建築	1	
山口刑務所	〒753-8525 山口市松美町3-75 山口刑務所 庶務課 083-922-1450	建築	1	
徳島刑務所	〒779-3133 徳島市入田町大久200-1 徳島刑務所 庶務課 088-644-0111	洋裁, 機械	1	
宮崎刑務所	〒880-2293 宮崎市大字糸原4623 宮崎刑務所 庶務課 0985-41-1121	建築	1	
熊本刑務所	〒862-0970 熊本市中央区渡鹿7-12-1 熊本刑務所 庶務課 096-364-3165	金属	1	

※採用予定数は、令和4年1月現在のものであり、変動する場合があります。

公募条件・資格等
<p>公募職種に関する職業能力開発促進法に定める技能士又は職業訓練指導員免許若しくはこれと同等以上の資格又は技能を有していると認められる方。</p> <p>ただし、大学工学部等の専門学部、職業能力開発促進法に定める職業能力開発総合大学校の特定応用課程（旧応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程を含む。）又は職業能力開発大学校の応用課程（「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）を卒業（卒業見込みを含む。）していない方は、相応の実務等の経験が必要となります。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する者は受験できません。</p> <p>(1) 日本の国籍を有しない者。</p> <p>(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者。</p> <p>(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</p>